

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日（月）までに、ご請求ください。

○支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

*戦没者等の死亡当時の、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

*戦没者等の死亡時まで引き継ぎ1年以上の生計があった方に限ります。

○支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券い号

額面 25万円（5年償還）

お問い合わせ 牟岐町役場 住民福祉課

中小企業の福利厚生を応援します!



あわ~ず徳島



あわ~ず徳島 検索

徳島勤労者福祉サービスセンター（愛称「あわ~ず徳島」）は、中小企業と大企業間の労働者福祉格差を縮小し、中小企業勤労者が生涯にわたって豊かで充実した生活がおくれるよう、中小企業が単独では実施しがたい従業員に対する福利厚生事業を、経営者と共同で実施しています。

選べる!

4つの会員制度と3つのサービス

スタンダード	1000円	くらしサポート&スキルアップ
メディカル	700円	慶弔共済
フレンドリー	700円	健康増進応援
アシスト	400円	

お問い合わせ TEL.088-611-3322
FAX.088-611-3323



公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク